

豚熱感染確認区域における
野生イノシシのジビエ利用に関する自己点検表

事業者名

自己点検実施日

自己点検者

野生イノシシのジビエ利用に関する自己点検表

※必須項目 ◎必須、○該当があれば必須

No.	項目		必須項目	内容	適否(○・×)	改善事項等
1	■関係資料の確認		◎	以下の関係資料を精読した。 ・『野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)』(H26.11厚労省、R5.6改正) ・『鳥取県野生獣肉衛生管理ガイドライン』(H23.6鳥取県、H27.10改訂) ・『CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き』(R2.3環境省・農水省) ・『豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き』(R3.4農水省、R5.4改正)		
2	1)自己点検	p2	◎	『【鳥取県版】豚熱感染確認区域における野生イノシシジビエ利用マニュアル』(R6.10鳥取県)を精読した。		
3	4)廃棄物処理	p4 p5	○	廃棄物の運搬について自治体が許可した運搬業者と書面による委託契約しており(又は契約の見込みであり)、廃棄する予定のある産業廃棄物の種類、運搬方法の詳細について調整を行った。		
4	4)廃棄物処理	p4 p5	◎	廃棄物の処分について、自治体が許可した処分業者と書面による委託契約を結んでおり(又は契約の見込みであり)、廃棄する予定のある産業廃棄物の種類、処分方法の詳細について調整を行った。		
5	5)資材等の準備	p5 p6	◎	「(参考)機材・資材等一覧機材・資材等(マニュアルP.5)」及び「(参考)消毒対象と消毒剤の種類(マニュアルP.6)」に示す、豚熱ウイルス拡散防止のために必要な機材・資材、消毒剤等を十分量用意している。		
6	5)資材等の準備	p5	◎	検査結果が判明するまでの間、個体を保管するための冷蔵機能のあるイノシシ専用一時保管庫がある。		
7	6)車両消毒	p7	◎	処理施設にイノシシ个体を持ち込む前に車両を洗浄・消毒する地点を設置しており、消毒に使用する機材(動力噴霧機、高圧洗浄機等)や消毒剤を用意している。		
8	6)車両消毒	p7	◎	車両消毒の手順を理解している。		
9	7)交差汚染対策	p7	◎	施設の出入口及び作業室ごとに、 ・長靴、スリッパ等の作業用の履物が履き替えられるように準備している。 ・手指消毒するための消毒剤、踏み込み消毒槽が設置している。		
10	8)情報機器	p7	◎	豚熱感染確認区域の情報や、検査結果を確認するためのパソコンやスマートフォン、受信用のメールアドレスを用意している。		
11	10)捕獲者と連携	p7 p8	◎	イノシシ个体を捕獲・施設搬入する予定のある捕獲者に対し、「野生イノシシのジビエ利用における点検表【捕獲者用】(マニュアルP.8)」により、豚熱ウイルス拡散防止のための捕獲、施設搬入及びこれらの事前準備について、説明している。		

No.	項目	必須項目	内容	適否 (○・×)	改善事項等
12	1)防護服等の着用	p9	◎ (●2の5)関連) 個体受入時に着用する防護服、手袋や、消毒液等の資材を十分量用意している。		
13	1)防護服等の着用	p9	◎ (●2の7)関連) 個体受入時に着用する防護服の着替えや靴の履き替えの際に、屋外用と屋内用とを区別できる置き場を用意している。		
14	1)防護服等の着用	p9	◎ 運搬時に受入個体を包んでいたブルーシートを消毒する所定の場所がある。		
15	2)機材・資材等の準備	p9	◎ 解体処理作業に使用する機材・資材等は、野生イノシシ専用のものが用意してある。		
16	3 個体受入・解体準備 3)捕獲者からの情報収集等 4)「記録票」の作成	p9	◎ ・捕獲者から収集した捕獲から搬入までのイノシシ個体の情報を記録する、「捕獲・受入個体記録表(マニュアルP.25～26「参考様式1号」)」を備えている。 ・個体ごとに作成し、2年間保管することを理解している。		
17	3)捕獲者からの情報収集等	p9	◎ 捕獲者から、経口ワクチン散布後19日を経過していないエリアで捕獲された個体でないことを確認することを、理解している。		
18	5)検体の受け取り	p10	○ 捕獲者から検体を受け取る場合、泥などの異物の混入がないこと、血液の色や性状に異常がないこと、血液の量が十分あることを確認してから受け取ることを理解している。		
19	5)検体の受け取り	p10	○ 捕獲者が採取した血液検体を、発送までの間保管するための冷蔵庫がある。		
20	6)遺伝子検査申請	p10	◎ 個体の受入を決定した場合、豚熱遺伝子検査の申請を行うため、とっとり電子申請サービス「野生イノシシにおけるジビエ利用のための血液PCR検査申請フォーム」にアクセスできる。		
21	4 止め刺し・解体 1)防護服等の着用	p10	◎ (●2の5)関連) 止め刺し・解体作業時に着用する、防護服、手袋、長靴等の資材が十分量用意されている。		
22	2)機材等の消毒	p10	◎ 止め刺しに使用する機材・資材等は、野生イノシシ専用のものであり、血液を拭き取る紙タオル、消毒用の83℃以上の温湯がアルコール製剤が用意してある又は用意できる。		
23	3)外皮洗浄	p10	◎ 外皮洗浄用の次亜塩素酸ナトリウムが用意されている。		

No.	項目		必須項目	内容	適否 (○・×)	改善事項等
24	4)機材等の消毒	p11	◎	個体を施設内で移動させる際に、床を血液等で汚さないために個体を載せるフネ(プラスチック製の大型容器)か、それが無い場合に動線上を消毒するための消毒剤が用意されている。		
25	4)機材等の消毒	p11	◎	解体に使用する機材・資材等は、野生イノシシ専用のものであり、消毒用の83℃以上の温湯かアルコール製剤が用意してある又は用意できる。		
26	5)放血	p11	○	放血に使用する機材・資材等は、野生イノシシ専用のものであり、消毒用の83℃以上の温湯かアルコール製剤が用意してある又は用意できる。		
27	5)放血	p11	○	放血した血液が雨水排水経路に流れ込む恐れがある場合は、血液を受けるフネが用意されている。		
28	5)放血	p11	○	放血時には仕切りを設けるなどして、血液の飛散を極力抑えるようにしている。 その方法()		
29	5)放血	p11	○	服や長靴が血液で汚れた場合に洗浄・消毒するよう、逆性石鹼等の消毒剤を用意している。		
30	5)放血	p11	◎	(●2の4)関連) 血液を廃棄する場合の取扱いを、運搬及び処分を行う委託業者に事前確認している。		
31	6)検体(血液)採取	p11	○	血液が検体容器外側に付着するのを最小限にするため、放血と採取を分けて行う複数人体制をとることができる。		
32	6)検体(血液)採取	p11	◎	検体容器の外側を消毒するためのアルコールスプレー、個体識別番号を明記したチャック付きポリ袋、保管用のクーラーバック等を用意している。		
33	7)検体の送付	p12	◎	検体発送用の資材(ゆうパック)を用意している。		
34	7)検体の送付	p12	◎	血液採材後はすみやかに冷蔵でCSF・ASF施設に送付できる。 (平日(開庁日)の午前中に届くように指定する。)		
35	8)剥皮・内臓摘出	p12	◎	一時処理室及び機材の洗浄・消毒を行うための消毒剤を用意している。		

4 止め刺し・解体

No.	項目		必須項目	内容	適否 (○・×)	改善事項等
36	4 止め刺し・解体	8)剥皮・内臓摘出	p12	◎ 廃棄物は獵犬等のエサにしないこと理解している。		
37		9)「解体等検査台帳」の作成	p13	◎ 個体の罹病状況等に関する情報を記録する、「解体等検査台帳(マニュアルP.27~28(参考様式2号))」を備えている。		
38		10)その他注意点	p13	◎ 内臓等廃棄物及び使用済防護服等の資材は二重のビニール袋に詰め、表面を消毒し、密閉保管できる蓋付き容器に入れて保管することを理解している。また蓋付き密閉容器を用意している。 ※検査結果が陰性の場合は通常どおり適正に処分、陽性の場合はマニュアルの7豚熱陽性時の対応に従って処分する。		
39	5 保管方法	1)共通	p14	◎ 一時保管庫への出入りの際に使用する、消毒剤を用意している。		
40		1)共通	p14	◎ 一時保管庫は、検査判定前の野生イノシシ専用である。		
41		1)共通	p14	◎ 個体の取り違え防止のため、個体管理番号を記して取り付けることのできる標識を用意している。		
42		2)A方式	p14	○ 個体1頭ごとに包装するための、合成樹脂製袋等を用意している。		
43		2)A方式	p14	○ 包装外面をが体液等で汚染した場合に備えて、洗浄・消毒するための消毒剤を用意している。		
44		2)A方式	p14	○ 豚熱陰性が判明した個体のみ、一時保管庫から搬出することを理解している。		
45		2)A方式	p15	○ 一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合は、豚熱陽性個体を包装した状態で適切に廃棄し、施設・機材等の消毒等を行うことを理解している。		
46		3)B方式	p15	○ 一時保管庫が屋外にある場合、個体が外気に触れないための包装等と台車等を用意している。		
47	3)B方式	p15	○ 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないよう保管できる。			

No.	項目		必須項目	内容	適否 (○・×)	改善事項等
48	5 保管方法	3)B方式	p15	○ 施設内の保冷库で一時保管する場合は、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わないことを理解している。		
49		3)B方式	p15	○ 一時保管庫で同時に保管している全ての個体で陰性結果が判明した場合に限り搬出することを理解している。		
50		3)B方式	p15	○ 一時保管庫で同時に保管している個体のうち、1個体でも陽性が確認された場合は、同時に保管している全個体を適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行うことを理解している。		
51		4)C方式	p16	○ 一時処理から真空包装までの工程で使用した施設、機材等を消毒するための消毒剤を用意している。		
52		4)C方式	p16	○ 一時保管中の製品は、同時に保管している全ての製品に由来する個体で豚熱陰性が確認されるまで出荷しないことを理解している。		
53		4)C方式	p16	○ 豚熱陽性が確認された場合は、捕獲個体の受け入れを中止し、一時保管中の真空包装された製品又は全てのイノシシ由来の物品を廃棄し、施設・備品等の消毒等を行うことを理解している。		
54		4)C方式	p16	○ 捕獲個体ごとに、搬入から解体、処理加工、真空包装、箱詰めまでの工程が独立しており、製品の一時保管時に合成樹脂製の袋等を用いて確実に区分保管できる場合は、豚熱陽性個体に由来する製品のみ廃棄することを理解している。		
55	6 解体処理後の施設等の洗浄・消毒	共通	p18	◎ 捕獲・解体処理に携わった者は原則養豚関連施設に立ち入らないこと、止むを得ず立ち入る必要がある場合は、7日経過後とすることを理解している。		
56		1)A及びB方式	p18	○ 一時処理で使用した長靴等の履物は一時処理作業専用で、洗浄・消毒するための消毒剤を用意している。		
57		1)A及びB方式	p18	○ 一時処理後に二次処理室で作業を行う際に使用する、衛生服を用意している。		
58		2)C方式	p18	○ 一時処理から真空包装までの工程で使用した施設、機材等を消毒するための消毒剤を用意している。		
59		2)C方式	p18	○ 各部屋ごとに履物、防護服、手袋等を用意している。		

No.	項目	必須項目	内容	適否 (○・×)	改善事項等
60	1)要消毒箇所 の想定等	p19	◎ 受入個体の豚熱陽性が確認された場合の、要消毒箇所が想定されている。		
61	1)要消毒箇所 の想定等	p19	◎ 豚熱陽性確認時に行う消毒を円滑に行うため、整理整頓している。		
62	1)要消毒箇所 の想定等	p19	◎ 豚熱陽性確認を想定し、防護服、手袋、長靴や十分量の消毒剤を用意している。		
63	2)豚熱陽性確認の場 合の対応	p19	◎ 陽性と判定された場合、施設の稼働を停止することを理解している。 ・個体の受入・解体・製品加工・出荷等を停止。 ・物品等移動・搬出を停止。 ・防疫車両以外の出入り禁止。		
64	2)豚熱陽性確認の場 合の対応	p19	◎ 陽性個体の捕獲・受入個体記録票、解体等検査台帳等を準備し、CSF・ASF検査施設に連絡し、必要な防疫措置の指示を受けることを理解している。 ・陽性個体由来の肉や血液等の処理物の廃棄指示 ・要消毒箇所及び消毒方法の指示		
65	2)豚熱陽性確認の場 合の対応	p20	◎ CSF・ASF検査施設の指示により、要廃棄物を特定し、搬出する数量を確認することを理解している。		
66	2)豚熱陽性確認の場 合の対応	p20	◎ 陽性個体の肉等の搬出作業に向けて、車両通行部分に散布する消石灰又は消毒剤を用意している。		
67	2)豚熱陽性確認の場 合の対応	p20	◎ 要廃棄物の搬出・運搬時の密閉方法や、消毒、運搬方法を理解し、資材を準備している。		
68	2)豚熱陽性確認の場 合の対応	p20	◎ 要廃棄物は産業廃棄物であり、契約した施設で焼却処分するため、解体処理業者が産業廃棄物処理業者に連絡することを理解している。		
69	2)豚熱陽性確認の場 合の対応	p20	◎ 要廃棄物が搬出されたことがわかるもの(契約書、マニフェストB2票の写し)を食パラダイス推進課に提出することを理解している。		